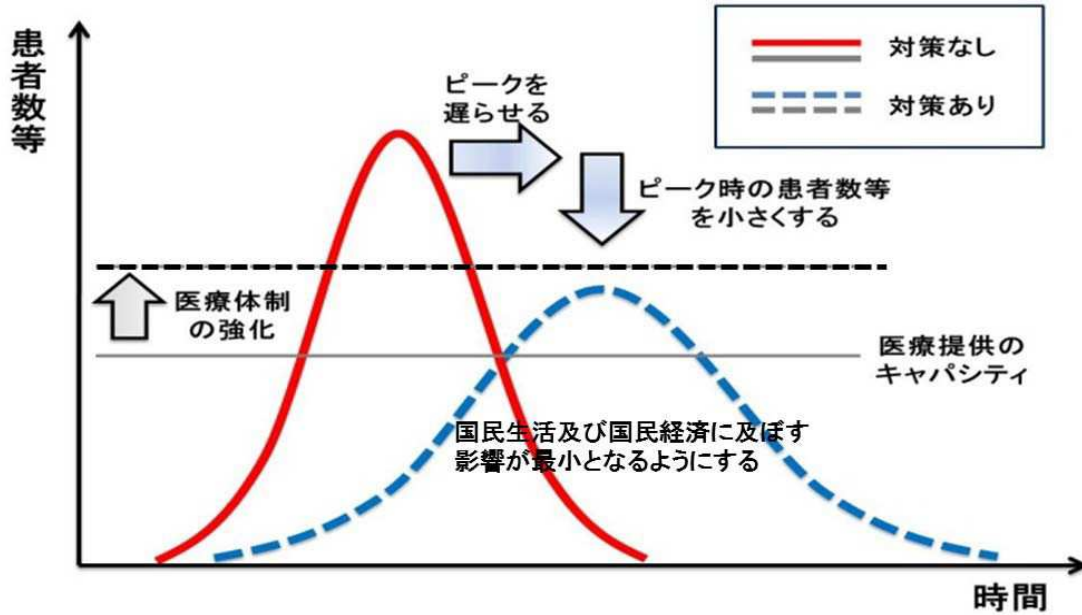


「夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

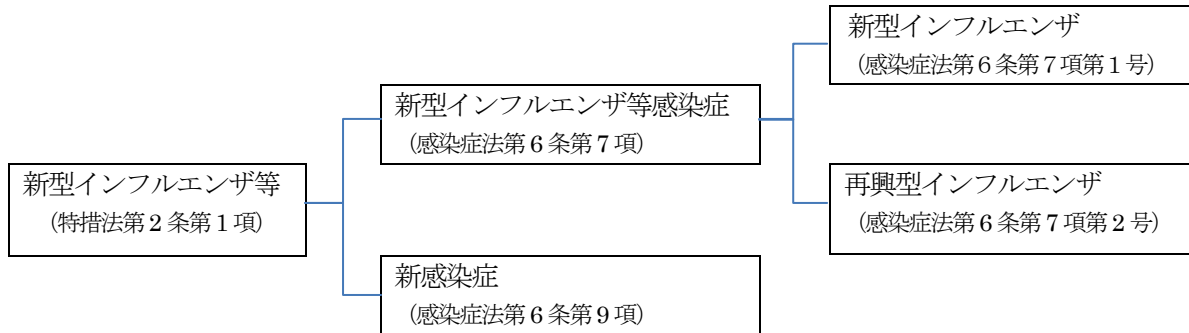
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月 13 日施行、以下「特措法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、「夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

1 市行動計画の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



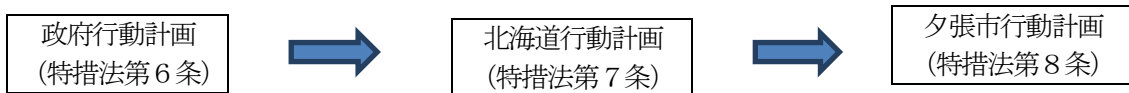
2 対象とする感染症



3 市の責務

国、道、他の地方公共団体及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、国の示す基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4 市行動計画の位置付け



5 市行動計画に定める事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ① 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
 - ③ 感染を防止するための協力の要請、市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ④ 医療の提供体制の確保に関する措置
 - ⑤ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (5) 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

6 市行動計画の構成

- (1) 総論（第1章）
 - ① 市の責務、計画の位置づけ、構成等
 - ② 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針
- (2) 各段階における対策（第2章）

新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要7項目」に沿った対策を規定

〈 発生段階 〉 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期

〈 主要7項目 〉 ①想定状況等 ②実施体制 ③情報収集 ④情報提供・共有
⑤予防・まん延防止 ⑥医療等 ⑦市民生活・地域経済の安定の確保

7 新型インフルエンザ等対策の流れ — 発生段階に対応した対策の概要 —

	未発生期	→ 海外発生期	→ 国内発生早期	→ 国内感染期	→ 小康期
実施体制	行動計画の作成 体制整備・連携強化	新型インフルエンザ 等対策の実施	緊急事態宣言がなされた場合、対策本部を設置	対策本部を継続 場合により他の地方公共団体に代行・応援等を要請	緊急事態解除宣言がなされた場合、対策本部を廃止
サーベイランス・情報収集	通常サーベイランスの実施	学校等の集団発生状況把握し道へ報告	学校等の集団発生状況把握し道へ報告継続	学校等の集団発生状況把握し道へ報告継続	学校等の集団発生状況把握し道へ報告継続
情報提供・共有	継続的な情報提供 体制整備等	海外の発生状況等の周知 国・道等との情報共有 相談窓口等の設置	市民への情報提供 国・道等との情報共有 相談窓口等の体制充実・強化	市民への情報提供継続 国・道等との情報共有 国の改訂Q&Aを活用し相談窓口等を継続	市民へ第1波の終息・第2波情報を周知 国・道等との情報共有 相談窓口等の体制を縮小
予防・まん延防止	対策実施の準備 特定接種体制の構築 住民接種体制の構築	特定接種の実施 住民接種体制の準備	特定接種の実施継続 住民接種の実施	住民接種の実施継続 新臨時接種の準備	第2波に備え新臨時接種実施
医療	地域医療体制の整備	症例定義の周知 国・道からの情報を医療機関等へ提供	国・道からの情報を医療機関等へ提供継続	在宅療養患者への支援 自宅で死亡した患者の対応	道と連携し通常体制に戻す
市民生活・経済の安定確保	要援護者への生活支援準備 火葬能力等の把握 物資等の備蓄	一時遺体安置施設の準備	一時遺体安置施設の確保 生活関連物資の価格安定等	一時遺体安置施設の確保 生活関連物資の価格安定等 要援護者への生活支援 埋葬・火葬の特例等 水の安定供給	緊急事態措置の縮小・中止